

解放運動は革命闘争の一環 ⑥

～ 闘いの武器にされた同対審答申の不都合な真実 ～

昭和 36 年 12 月に内閣同和対策審議会が発足し、以来 4 年間審議が続けられました。1 年延期の末、40 年 8 月 11 日に「答申」が出されます。

今回は「答申」に解同の主張を入れるよう要求する、解同や解同から審議員・調査員になった北原泰作・野本武一・米田富らがどのように動き、答申がどのように利用されるかを中心にお伝えします。

昭和 39 年 10 月、解同中央本部は第 8 回中執委(中央執行委員会)で、部落解放要求貫徹全国闘争を全面的に発展させ、政府に対する第一次中央行動を起こす方針を決めます。

闘争の目的は、全日自労、最賃共闘、自治労、日中友好協会などとの共闘を強めること。そのために闘争を米原子力潜水艦寄港阻止運動や日中国交回復など、諸団体の要求と結びつけます。もう一つは地方の各府県連支部で行っている部落解放要求貫徹全国闘争を対政府闘争として集約し、要求と行動を統一して一層発展させること、この 2 つを目的とします。

地方の各府県連支部の闘争というのは、各地の市町村・府県の市長・知事に対して団体交渉し、地方自治体議会に「決議」を働きかける「自治体闘争」を行うことです。団体交渉と解放新聞には書いていますが、中央 300 号の見出しには大きく「大衆行動で自治体をつきあげる」と書いています。実態は糾弾でしょう。糾弾して突き上げ、地方自治体に決議をあげさせて政府を包囲していくという闘争です。

政府に対しては、特に同和対策審議会が答申案が作成段階にあることから「内閣総理府交渉に重点を置き」、解同の「見解と要求を突き上げる」方針を決めます(中央 299 号)。何としてでも答申に解同の主張を取り入れさせるという意志がよく表れています。

実際中央行動の 2 日目の 10 月 28 日、各府県連代表 450 名が中央執行部の指揮で政府に押しかけ闘争活動をします。

「中執の指揮の下に、総理府、労働、厚生、農林、建設、文部、通産の各省に分かれておし
かけ、統一要求のもとにたたかった」

解同が特に力を入れている総理府には 60 人が詰めかけ、田中書記長が「答申」に解同
の要求を入れるよう要求します。(中央 302 号)

「答申の中間報告を出すとともに審議会は解同代表と話し合い、要求を取り入れろ」

解同による要求貫徹の中央行動は第二次も行われ、12 月14、15 日、第一次と同様に
総理府を始め関係各省へ激しく詰めより要求を行います。

「憤りに燃えた各県代表」「差別行政、鋭く追求」という見出しや、次のような記述がありま
す。

「政府、自民党の融和と分裂弾圧政策をばくろし、差別行政をはげしく追及してたたかいま
した」(中央 305・306号)

昭和 40 年 3 月 22 日、解同中央本部は田中書記長、米沢中央執行委員を代表として
内閣総理府に詰めかけ、同対審委員、各省関係者に解同の意見を「強く主張」し、「全面的
に」とり入れるよう「要求」します。

「答申に対する部落解放同盟の意見を主張、答申に全面的に取り入れるよう要求した」

解同が要求したのは大きく 4 点、①部落問題の認識、②これまでの同和事業の評価、③
部落問題解決の基本方向、④解同の要求、です。①～④の解同の主張を分かり易く書
くとおおよそ次の通りです。特徴は階級闘争史観、つまりマルクスレーニン主義の史観によ
って①～④の要求が行われていることです。しかしマルクスレーニン主義の史観に立った「答
申」を出すことを要求するということは大問題です。解同はどのような主張をしているのでし
ょうか？

①「部落問題の認識」について解同は、「封建時代における支配階級によって政治的に身
分差別制度が作り出され、今日もなお残存して市民的権利が侵害され日本社会の最底辺
に貧困と無権利の状態に置かれている重大な問題である。したがって部落民に対する差別
による人権侵害が発生するのは日本国政治の責任である」と、部落差別が政治的につくら
れた、だから現在の政治の責任で解決しなければならないという主張です。支配階級が政
治的に差別を作り出したという主張を政治起源説と言います。実は現在この政治起源説は

破綻しています。しかし解同はこの政治起源説を主張し、この説を受け入れるよう政府の他、自治体や教科書会社などにも迫ります。

②「これまでの同和事業の評価」については、「明治4年の解放令で部落民に対する封建時代の身分差別は法制的にも廃止され、身分、職業ともに平民同様になった。しかし政府は一片の文書を出したのみで、部落の解放を具体的に裏付ける市民的権利を保障しなかった。そのため資本主義社会の発展過程において、部落民は依然として諸権利を保障されず、社会の最底辺に置かれた。明治末期から政府は対策を立て始めたが、『窮民救済』の慈恵的なものであった。大正9年、「地方改善事業」の名目で予算を組み、全国水平社が結成され運動を展開したのに対応して予算を増額したが、依然として慈恵的、同情融和であり、糊塗的なものであった。戦後アメリカの占領下では部落問題が全く無視された。昭和27年に厚生省が「同和対策」の名目で予算を組んだ。昭和33年、部落解放国策樹立の請願運動を始めて、初めて各省にわたる予算を組み始めた。しかし、『同和対策』は政府・自治体の行政部門の全領域にわたっては行われておらず、部落民の要求を環境改善事業だけに限定するものであり、部落内外の国民を分裂させる手段にも利用されている。解同は2度にわたる国会請願や36年以来毎年政府各省に請願書を提出してきたが、政府は国会で採択された請願項目を積極的に取り上げ行政施策として行おうとせず、ごまかしにしかやろうとしない。このように、政府・地方自治体が行ってきた『同和事業』は、部落の解放をめざすものでなく、わずかな予算によって恩恵を受ける、欺瞞と分裂支配の道具であった」と主張し、受け入れを要求します。

③「部落問題解決の基本方向」の項では、「これまで政府や自治体が行ってきた『同和事業』の欠陥を指摘した上で『答申作成』を行うこと。部落問題は、日本の政治・経済・社会の矛盾と欠陥が部落に集中していることを確認することが基本。政府が行っているすべての政策は、部落民をますます貧困の状態に陥れ、独占資本によって全勤労人民に対して搾取・収奪を強め、人民分裂支配として部落差別を利用している。したがって憲法を忠実に実施させ、部落問題の解決が政府、地方自治体の責任であることを強調されなければならない。そのために法的、財政的、行政措置をとること」

④「解同の要求」については、「憲法第14条(法の下での平等)、第22条(居住・移転及び職業選択の自由)、第25条(生存権・国の社会的使命)、第26条(教育を受ける権利)、第27条(勤労の権利及び義務)を具体的に保障すること。政府、地方自治体は自らの責

任義務であることを認識し、全行政にわたって、部落対策に取り組むこと」というものです。
(中央313号)

政府・自治体・独占資本主義が人民を搾取・収奪、あるいは分裂支配するなどといった「2分法」で捉える階級闘争史観、即ちマルクスレーニン主義史観を主張し、これを受け入れた「答申」を出せと言っているのです。

答申が8月11日に出されることが決まりましたが、審議会に委員として参加している北原、野本、米田らも答申に部落問題について政府の責任を認める認識を入れるよう闘います。

「答申の中心になる「部落問題をどう認識するか」の点をめぐって、部落差別を温存、助長し、圧迫してきた歴代政府の責任を認めようとしない起草委員会の案に反選して(原文ママ)活動している」

解同は7月22日の同対審議会で主張が通らない場合、予め次のように取り決めていきます。

「なりゆきによっては、解同関係者の少数意見をつけさせるとともに今年の全国闘争の中心課題に取り上げてたたかうことになった」

8月11日、同和対策審議会が「答申」を出します。解同は「答申」をどのように評価したのでしょうか。

松本委員長が同日、記者会見を開き、「政府の動きを監視する」旨の談話を発表します。部落解放の行政施策が総合的、計画的に国の政策として推進される契機となる同和対策審議会の答申を重視する。答申内容は、われわれの立場から言えば、なお十分とは言えない。しかし、この答申によって部落解放行政施策の実現が大きく前進することを期待したい。しかしこの答申を政府がどういう態度で受け止めるかが問題である。政府は速やかに答申の重要課題である特別措置法の制定、同和行政を積極的に推進するための行政組織の整備確立及び41年度からの本答申の実施のための予算措置を講ずべきである。われわれは、それを監視するであろう」(中央325号)

10月4日、第20回部落解放全国大会を開きますが、「答申」については、「闘いの総括」の成果として次のように書きます。

「同対審が答申を行うことを闘いと、部落に市民的権利と自由を国の責任で保障させることを盛り込ませた」

審議会委員の北原も答申を評価します。

「同対審の答申をよく読んでもらいたい。そこには部落差別は観念の所産ではなく、今日の日本の政治、経済、社会体制にもとづいて差別が温存されていることをはっきりと確認している。そして明治の解放令以降、部落に対して行政が市民的権利を保障していないこと、その責任は国家にある、ということをはっきりと盛り込ませていること、これほどの成果がどこにありましようか」(中央 329 号)

「今年の闘いの目標と課題」の項では答申後の闘争目標を次のように書きます。

「同対審がわれわれの要求に基づいて設置され、部落問題を解決するため根本方針が論議され、その答申は国の政策の基本的方向を決定する上に重大な役割を果たしたことを正当に評価しなければなりません。この意味で、答申がなされるまでの段階においては、答申内容をできるだけわが同盟の主張や要求に近づけるべく努力することが、闘争の課題であったが、答申が出された今日の段階では、答申内容を容赦なく批判しつつ、積極面を正しく評価して政府に対しすみやかに部落問題を根本的に解決する政策を立て部落解放の行政を積極的に実施せよ、と要求して迫ることが闘争の課題となるのです。これがわれわれの基本的態度であり、今年における部落解放要求貫徹闘争の目標です」。

「この闘争は、同盟の各級組織の日常活動と要求闘争の基盤の上に組織されてこそはじめて力強いたたかいとして発展します」

「同対審答申についての決議」の項では、政府を「監視」し、「実行を迫る」と記します。

「答申に対しわが同盟は松本治一郎委員長談話を発表し政府の動きを監視しているが、委員長談話にもある通り、答申内容はわれわれの立場から言えばなお十分とは云えない」

「問題は政府がこの答申をどう受け止めるかである。われわれは、全国闘争において、先ず政府がこの答申をどう受け止めたかを確認し、部落大衆の要求を基礎に、われわれの要求を積極的に受け入れ、行政施策の上で具体化するよう、たたかわねばならない」

「当面同盟は中央執行委員会の中に特別対策委員会を設け政府の出方を監視するとともにその実行を迫るべきである」(中央 330 号)

なぜ解同は、政府に「同対審答申をどう受け止めたか」と確認を求めるのでしょうか。これにはやはり理由があります。

解同は「市民的権利とはブルジョア民主的権利の中で最も基本的な権利のことです。すなわち、就職の機会均等、教育の機会均等、居住と移転の自由など、特に差別の本質である就職の機会均等が保障されていないため、部落民は生産関係から阻害され、労働市場の底辺を支え、一般労働者の低賃金、低生活の沈めとしての役割を果たし、政治的には部落民と一般民とを対立させる分裂支配に利用されています。」(中央 330 号)と定義しています。階級闘争史観に基づいた理論、これを答申に「部落差別は市民的権利・自由の侵害にほかならない」と入れることに成功します。そして北原が評価したように、部落差別は日本の政治・経済・社会体制によって温存されていること。解放令以降、部落に対して行政が市民的権利を保障していないこと、その責任は国家にあること、を答申に盛り込ませたのです。

解同の主張する理論を政府に認めさせること。政府が認めれば、階級闘争史観に基づいた解同の理論で、部落差別はすべて行政、国家の責任にして追及できるということです。

では何が部落差別になるのでしょうか？

朝田善之助中央副委員長は、解放同盟が差別を、どう規定しているかを述べています。《「日常部落に生起する問題で、部落民にとって、部落にとって不利益な問題は一切差別である」と差別に対する概念規定を明確にしている》(中央 336 号)

不利益な問題は一切が差別であるという、身勝手な論理ですが、その理由も述べています。言い分を分かりやすくまとめて記します。

「部落にとって不利益な問題は、偶然起こっているのではなく、部落の歴史、社会的関係など差別によって生まれている。部落民は市民的権利を行政的に保障されず、日本人民の最下層として圧迫され、最低の生活を余儀なくされている。特に市民的権利の中でも最も基本的な、就職の機会均等が保障されていないこと、つまり差別の本質である主要な生産関係から除外されているのだ。そのために部落民にあらゆる不利益・圧迫がもたらされ、様々な形態で差別の現象が生み出されている。つまり我々にとって不利益な問題はすべて差別に起因している。従って部落にある要求は、どんな要求もそれを差別として取り上げて闘わねばならない。そうでなければ、どんな小さな要求も実現することはできない」

何でもこじつければ差別になる、非常に手前勝手な理屈です。さらにたった一人の要求でも部落全体の要求として取り上げて要求闘争に組織するという考えを明らかにします。

「そして、さらに大切なことは要求闘争はまず巧利主義を組織することから始まるということ」

さらに「解放運動の中心的な課題である要求闘争、行政闘争をいかにして組織して実現するのか」との問いに朝田氏はこう答えます。

「要求闘争に大衆を立ち上がらせるためには、どんな小さな初歩的な要求であっても、またそれが多数の人たちの要求であろうと、ただ一人の要求であろうと、いやしくも、それが部落の要求である以上、同盟はそれを部落全体の要求として取り上げ、実現するために闘わなければならない」

20回大会の翌日の10月6日、早速解同は中央執行委員と各府県連代表らが総理府、厚生、労働、通産、農林、建設、文部、自治の各省に詰めかけ、「同対審の答申をどう受け止め、どう具体化しようとしているか」を中心にそれぞれ強く追及します。文部省との交渉では、同省が同和教育の基本方針を持っていないと激しく責任を追及し、これから1年間に基本方針を定めて発表することを約束させます。

40年11月9日、解同は拡大中央委員会を開き、「『同対審答申』の完全実施を要求する一大国民運動」を起こす方針を決定します。

「部落に対して行政が市民的権利を保障していないこと、その責任は国家にある」など、北原らによって解同の主張や要求を取り入れさせた「同対審答申」を完全実施せよと要求していく闘争です。

「部落問題は、『同対審』の答申でも指摘している通り人類普遍の原理である自由・平等に関する問題であり、基本的人権にかかわる問題であって、部落解放の要求は何人も肯定しなければならない民主主義の原則にもとづく当然の要求であるから、右に述べたような全国的な性格の国民運動を組織し力強く展開することができる条件があるのです。」

「われわれはこの有利な条件を見逃すことなく一大国民運動の展開を成功させなければなりません。」

「明治4年の解放令が一片の空文にすぎなかったのは、部落に対する市民的権利と自由を完全に保障するための行政施策が何一つ行われなかったからです。今度の同対審答申はそのことを指摘し、国や地方自治体の責務として解放行政を積極的に実施すべきことを強く要望しています。われわれは、この『同対審答申』をテコに使い、政府が不誠意と怠慢

とごまかしの態度をとることができないように突き上げ、『同対審答申』の内容を完全、急速、具体的に実施するよう強く要求して、目的の貫徹に邁進しなければなりません」(中央 332 号)

部落解放の要求は、民主主義の原則に基づく何人も肯定しなければならない要求だと、同対審答申にある文言をテコにして追及し、国や地方自治体の責任として実施させる戦術をとるとのことです。

この運動を全国的な運動に発展させるために、解同は運動を組織する中核となり、次のような組織体制を作り上げ推進します。

①各部落、地区ごとに「同和対策答申完全実施要求部落(地区)民会議」を結成し、部落(地区)実行委員会をつくる。

②市町村単位に大会や代表者会議を開いて「同対審答申完全実施要求市(町村)民会議」を結成し、市町村実行委員会をつくる。

③府県単位に大会や代表者会議を開き「同対審答申完全実施要求府(県)民会議」を結成し、府県実行委員会をつくり、府県事務局を設置する。

④全国各府県から選出された代表と、全国的組織を持つ団体の代表によって「同対審答申完全実施要求全国民会議」を結成し、中央実行委員会をつくり、中央本部を設置する。

拡大中央委員会に参加した代表らは同日、政府各省に対し 2 回目の要求闘争も行います。

全国闘争を正式決定します。

全国闘争の第一段階となる「同対審答申完全実施を要求して闘う国民運動」を行う方針を、昭和 41 年 3 月 3 日の第 21 回全国大会で決定します。同大会の活動報告で、福岡代表が部落の要求を結集するのに「『同対審答申』を闘いの武器に使い」と、次のように述べています。

「部落大衆の要求を結集して闘う何よりの武器になるのがこの答申である」(中央 342 号)

こうして「完全実施」を要求する「同対審答申」は、部落解放運動を全人民解放闘争の一環として反帝、反独占の民主主義革命の達成を目的にする解同の武器とされ、解同の組織拡大・強化に利用されるのです。